

関連当事者取引の開示範囲の拡大

- (1) (現行) 財務諸表提出会社と関連当事者間の取引 (改正案) 連結会社(連結子会社を含む)と関連当事者の取引 ~ が追加
- (2) (現行) 関連当事者とされる役員は提出会社の役員 (改正案) 親会社及び重要な子会社の役員も関連当事者に含める 、 、 、 が追加

	財務諸表提出会社	連結子会社	親会社 関連会社等 (注1)	提出会社役員 及び近親者 (注2)	主要株主 及び近親者 (注2)	親会社役員 及び近親者 (注2)	重要な子会社 役員及び近親者 (注2)
財務諸表提出会社	-	(連結消去取引につき対象外)	/	(利益相反取引)	/	/	/
連結子会社	-	(連結消去取引につき対象外)	/	/	/	/	(自社との取引のみ利益相反取引)
親会社 関連会社等 (注1)	~ 現行基準の開示範囲 (点線内が役員関係)		(外外)()	(外外)	(外外)	(外外)	(外外)
提出会社役員 及び近親者 (注2)	-	-	-	(外外)	(外外)	(外外)	(外外)
主要株主 及び近親者 (注2)	-	~ 今回追加の可能性がある開示 範囲 (太線内が役員関係)		-	(外外)	(外外)	(外外)
親会社役員 及び近親者 (注2)	-	-	-	-	-	(外外)	(外外)
重要な子会社 役員及び近親者 (注2)	-	-	-	-	-	-	(外外)

(注1) 非連結子会社、提出会社と同一の親会社を持つ会社、提出会社が他の会社の関連会社における当該他の会社、当該他の会社の親会社及び子会社、関連会社の子会社、共同支配企業、共同支配投資企業を含む。
(注2) これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社を含む。

() 外 - 外とは、関連当事者間取引(連結会社内取引を除く)を指す。